
岡山県森林審議会

令和7年11月25日

岡山県 農林水産部 林政課

1

項目

- 岡山県森林審議会について
- 岡山県の森林・林業について
- 森林計画制度について

1 諮問事項 地域森林計画の樹立・変更について

- (1) 高梁川下流地域森林計画（案）
- (2) 旭川地域森林計画 変更計画（案）
- (3) 吉井川地域森林計画 変更計画（案）

2 報告事項 森林保全部会処理事項の報告

2

岡山県森林審議会について

●設置及び所掌事務

森林法第68条第1項の規定により設置され、同第2項の規定に基づき、森林法又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、森林法の施行に関する重要事項について県知事の諮問に応じて答申する。

●設置年月日

昭和26年11月1日

●委員

学識経験を有する者14人で構成（うち森林保全部会委員 名）

●任期

2年（委嘱の日から令和9年10月31日まで）

●審議会への諮問事項

- ① 地域森林計画の樹立及び変更に関する事項
- ② 林地開発許可に関する事項
- ③ 保安林の指定の解除に関する事項
- ④ 岡山県防除実施基準等（松くい虫）の策定及び変更に関する事項
- ⑤ その他森林の保全に関する事項

3

岡山県森林審議会について

●森林法（昭和26年法律第249号）抜粋 （設置及び所掌事務）

第68条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。

（組織）

第70条 都道府県森林審議会は、委員をもって組織する。

2 委員は、第68条第2項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

（会長）

第71条 都道府県森林審議会の会長は、前条第1項の委員が互選した者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第1項の委員が互選した者がその職務を代行する。

●森林法施行令（昭和26年政令第276号）抜粋 （都道府県森林審議会の部会）

第7条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

3 委員の所属部会は、会長が定める。

4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもって総会の決議とすることができる。

4

●岡山県森林審議会運営規程（昭和48年11月28日制定）抜粋
（会議）

第2条 会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（部会の所掌事務）

第3条 審議会に次に掲げる部会を置き、その所掌事務は同表に掲げるとおりとする。

部会名	所掌事務
森林保全部会	1 森林法第10条の2に係る林地の開発行為の審査に関すること。 2 森林法第26条に係る保安林の転用解除の審査に関すること。 3 森林病虫害等防除法第7条の3、7条の5、7条の6、7条の9に係る防除実施基準等の策定及び変更に関すること。 4 その他森林の保全に関すること。

（部会の会議）

第4条 部会の会議は部会長が必要に応じ招集し、会議の運営は、第2条の規定を準用する。

2 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とする。

3 会長は前項の同意をしたときは、その同意に係る決議を審議会に報告する。

5

●岡山県森林審議会における審査基準（平成21年10月1日作成） 抜粋

1 森林法第5条に係る地域森林計画の樹立及び変更に関する事項

（1）森林法第5条第1項に基づき、森林計画区別に地域森林計画をたてる場合。

（2）森林法第5条第4項に基づき、地域森林計画を変更する場合。

2 森林法第10条の2に係る林地の開発行為の審査に関する事項

（1）新たに開発する場合、林地開発行為に係る森林面積が10ha以上である場合。

（2）当初、森林審議会の意見を聴いて許可した案件であっても、変更部分の森林面積が10ha以上となる場合。

3 森林法第26条に係る保安林の転用解除の審査に関する事項

（1）法第26条に基づき、1号～3号保安林かつ重要流域内の民有林において、国又は地方公共団体以外が行う1ha以上の保安林を転用する場合。（農林水産大臣権限）

（2）法第26条の2に基づき、1号～3号保安林かつ重要流域以外の民有林、4号～11号保安林かつ全流域の民有林において、指定理由の消滅により1ha以上、公益上の理由により5ha以上の保安林を転用する場合。（県知事権限）

4 森林病虫害等防除法第7条の3、7条の5、7条の6、7条の9に係る防除実施基準等の策定及び変更に関する事項

（1）第7条の3に基づく県防除実施基準に関すること。

5 その他森林の保全に関する事項

6

- 岡山県の森林・林業について
- 森林計画制度について

1 諮問事項 地域森林計画の樹立・変更について

- (1) 高梁川下流地域森林計画（案）
- (2) 旭川地域森林計画 変更計画（案）
- (3) 吉井川地域森林計画 変更計画（案）

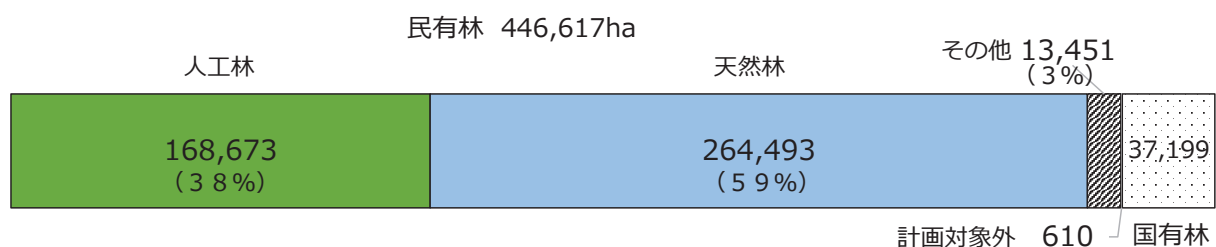
2 報告事項 森林保全部会処理事項の報告

7

岡山県の森林・林業について - 2.1 おかやま森林・林業ビジョン -

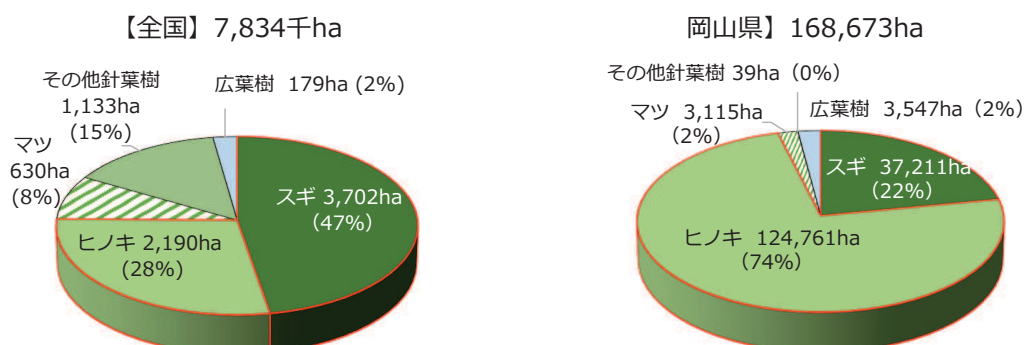
1 森林面積

森林面積は484千haで県土の約68%を占め、うち民有林は447千haで全体の92%を占めています。民有林447千haのうち38%がスギやヒノキ等の人工林で、59%が広葉樹などの天然林となっています。



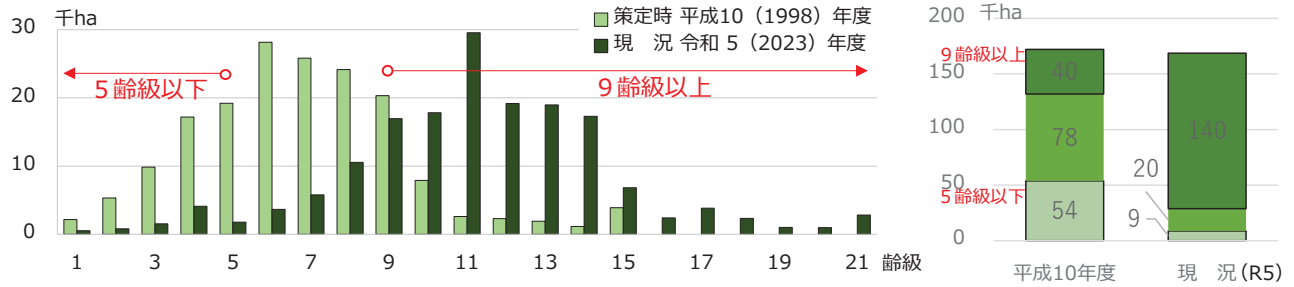
2 人工林の樹種別面積

人工林の樹種別面積は、全国ではスギが全体の47%を占めているのに対し、岡山県ではスギが22%、ヒノキが74%となっており、全国と比べてヒノキの割合が高くなっています。



3 人工林の齢級別面積 (民有林)

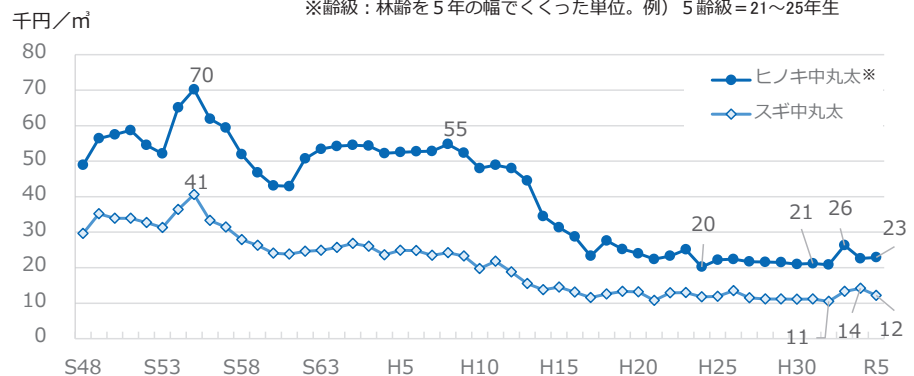
平成10(1998)年度の民有林の人工林面積は172千haで、このうち5 齢級以下は54千ha(31%)、主伐期である9 齢級以上は40千ha(23%)でした。現況では、169千haのうち5 齢級以下が9千ha(5%)とになっている一方で、9 齢級以上は140千ha(83%)を占めており、齢級構成が高齢級に偏っています。



資料 県林政課「岡山県の森林資源」※ 現況は令和5(2023)年3月31日現在。
 ※ 齢級: 林齢を5年の幅でくくった単位。例) 5 齢級=21~25年生

4 木材価格の推移

木材(丸太)価格は、令和3(2021)年の木材不足・価格高騰(いわゆるウッドショック)の影響で一時的に上昇しましたが、令和5(2023)年にはウッドショック前の水準に戻り、ピークであった昭和55(1980)年の価格と比較すると、スギ、ヒノキともに3割程度まで落ち込んでいます。

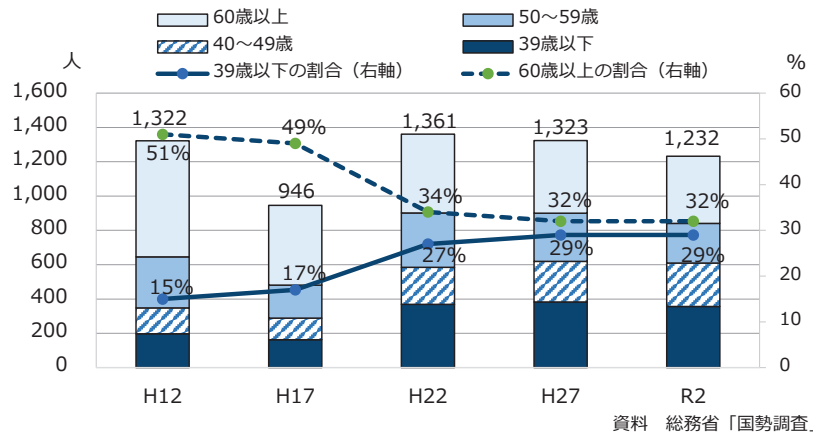


※ 中丸太: 径14~22cm、長3.65~4.0m

資料 農林水産省「木材価格」 9

5 林業就業者の推移

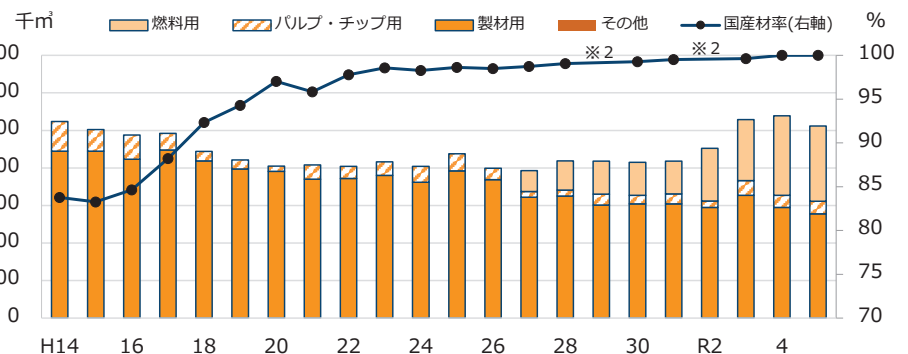
林業就業者数は、平成12(2000)年から令和2(2020)年にかけて概ね横ばい傾向で、60歳以上の割合が51%から32%に減少しています。また、39歳以下の割合は15%から29%に上昇し、近年はいずれも横ばい傾向となっています。



資料 総務省「国勢調査」

6 木材(丸太)需給量の推移

木材(丸太)需給量は、ほとんどを国産材が占めており、人口減少等、従来の住宅用の木材需要が見込めない中、平成20(2008)年以降は400千m³程度で推移していましたが、近年は燃料用需要の高まりから500千m³まで増加しています。

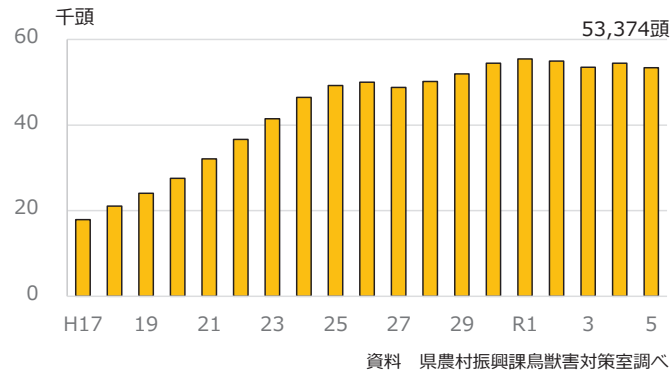


資料 農林水産省「木材需給報告書」「木材統計」、県林政課調べ

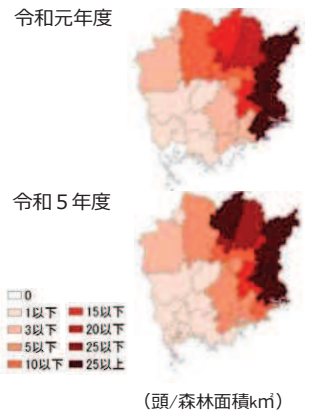
※1 県内の製材工場等の丸太入荷量。(燃料用は燃料用チップ生産量の丸太換算値。)
 ※2 平成29(2017)年、令和2(2020)年の国産材率は非公表。

7 ニホンジカによる林業被害

ニホンジカの生息数は、現時点で53千頭程度と推定されており、生息域は県東部から県北部一帯に広がっています。
 これらの地域では、植栽木の枝葉や樹皮が食害を受け、植栽木の成長の阻害や枯死等が発生しています。

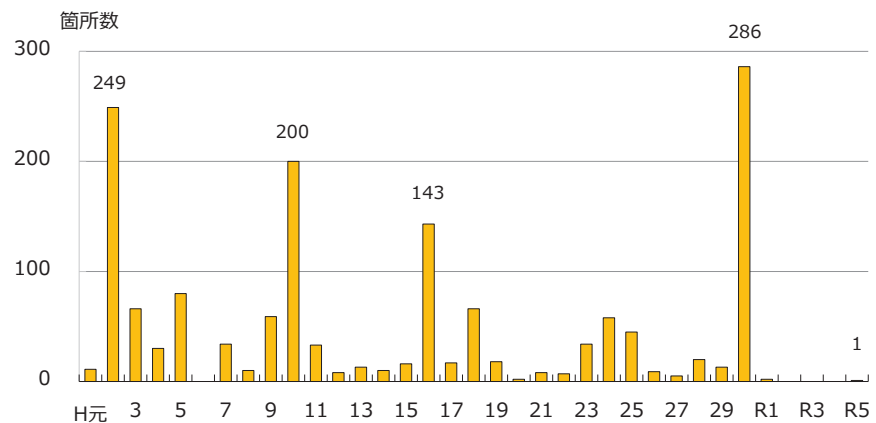


【推定生息密度の推移】



8 山地災害の発生状況

降雨量が比較的少ない本県においても、概ね10年に一度の頻度で甚大な山地災害が発生しており、近年では平成30年7月豪雨により、県下各地で林地の崩壊や土石流等が多数発生しています。

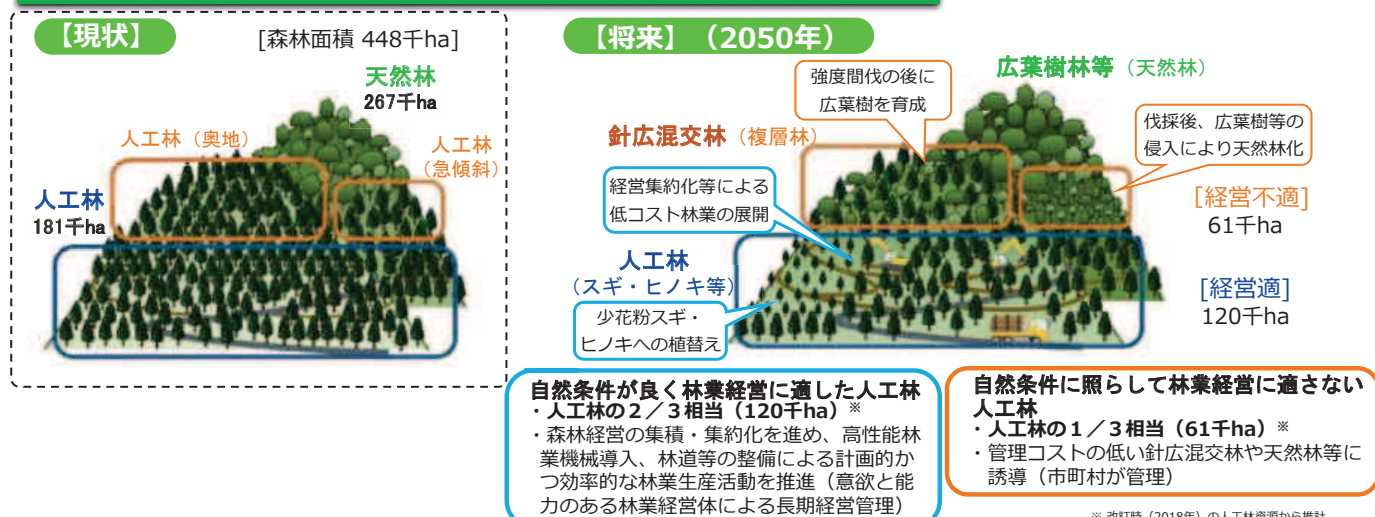


資料 県治山課調べ 11

森林・林業の現状と課題

①「伐って・使って・植えて・育てる」という林業サイクルを循環させ、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、主伐や利用間伐、主伐後の再造林などの森林整備を計画的に推進する必要があります。		②スギ花粉等によって引き起こされる花粉症対策のため、再造林には花粉の飛散の低減に向けた少花粉スギ・ヒノキによる植替えを促進する必要があります。	一般のスギの枝 少花粉スギの枝
③森林経営管理制度により森林の経営管理を担う市町村を支援し、森林資源情報の精度向上を図るとともに、意欲と能力のある林業経営体や技術力のある林業従事者を育成する必要があります。		④森林整備を促進するため、林業や木材産業を活性化し、品質・性能に優れた県産製材品の販路を国内外に広げるなど、木材の需要拡大により森林資源の利用を図る必要があります。	
⑤ニホンジカの生息域やナラ枯れ被害は拡大しており、特に、シカによる植栽木の食害が近年急増し、再造林の推進に向けての課題となっています。		⑥自主的な森林保全活動に取り組む企業等は増加しており、指導的人材の育成や安全に作業を行う技術等の研修を実施する必要があります。	
⑦多発する集中豪雨や台風等による山地災害を未然に防止するため、治山施設の設置や既存施設の維持管理を行い、機能の低下した森林を災害に強い森林として整備する必要があります。			

《 2050年の森林・林業の姿 》～経営管理に着目した森林の区分～



《 施策の基本方針と施策体系 》

1 持続的な森林経営の推進

- (1) 計画的かつ効率的な林業生産活動の推進
- (2) 確実な再造林と少花粉スギ・ヒノキへの植替えの促進
- (3) 意欲と能力のある林業経営体の育成

2 循環資源である木材・木質バイオマスの利用推進

- (1) 人と環境に優しい木材利用の推進
- (2) 木材製品の品質向上と新たな木材利用

3 県民参加による森づくりの推進

4 快適な森林環境の創出

- (1) 森林資源の適正な管理と花粉発生源対策の推進
- (2) 森林機能の維持増進と防災対策の強化

重点施策

- ◆ 確実な再造林の推進
- ◆ 県産材の利用促進
- ◆ 花粉の飛散低減の推進
- ◆ 森林経営管理制度の推進

13

施策の基本方針と施策体系

4つの基本方針と施策体系において、◆26項目の具体的な施策を展開します。

1 持続的な森林経営の推進

- (1) 計画的かつ効率的な林業生産活動の推進
 - ◆ 効率的な林業生産活動の推進
 - ◆ 新たな森林価値の創出、
 - ◆ ICTを活用したスマート林業の推進
 - ◆ 林業技術の向上
- (2) 確実な再造林と少花粉スギ・ヒノキへの植替えの促進
 - ◆ 確実な再造林の推進
 - ◆ 少花粉スギ・ヒノキへの植替えの促進
- (3) 意欲と能力のある林業経営体の育成
 - ◆ 意欲と能力のある林業経営体の育成
 - ◆ 労働環境の改善
 - ◆ 林業技術研修の充実

2 循環資源である木材・木質バイオマスの利用推進

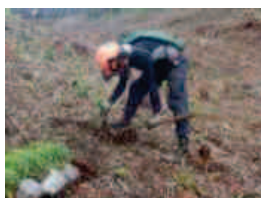
- (1) 人と環境に優しい木材利用の推進
 - ◆ 公共建築物等への県産材利用促進
 - ◆ 県産材利用への消費者理解の醸成
 - ◆ 木質バイオマスの利用促進
 - ◆ 市町村、関係事業者との相互連携
- (2) 木材製品の品質向上と新たな木材利用
 - ◆ CLT等による木造建築の普及促進
 - ◆ 国内外への新たな販路開拓
 - ◆ 新たな木材利用の開発と研究

3 県民参加による森づくりの推進

- ◆ 森林保全活動に取り組む企業等への支援
- ◆ 児童や生徒等の森林・林業への理解促進
- ◆ 県民の緑化意識の醸成

4 快適な森林環境の創出

- (1) 森林資源の適正な管理と花粉発生源対策の推進
 - ◆ 切捨間伐等森林整備の推進
 - ◆ 森林病虫獣害の防除
 - ◆ 少花粉苗木による花粉発生源対策の推進
 - ◆ 少花粉種子と苗木の生産拡大
- (2) 森林機能の維持増進と防災対策の強化
 - ◆ 快適な里山林等の整備
 - ◆ 森林機能の維持増進
 - ◆ 山地災害の予防と復旧



【少花粉苗木による再造林】



【CLTによる木造建築】



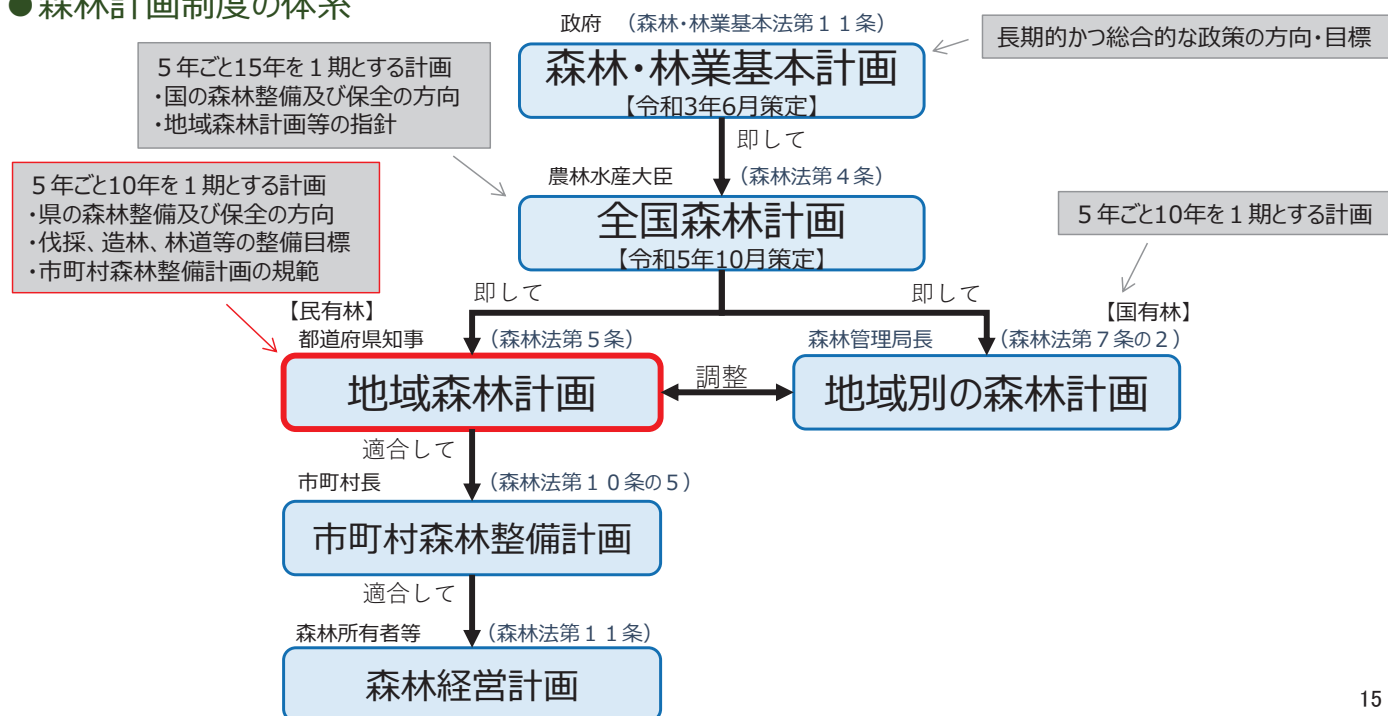
【シカ被害対策の現地検討】

森林計画制度について

●森林計画制度の意義

- ・森林は様々な働きを通じて、私たちの暮らしを支えている大切な存在（水源の涵養、土砂流出防備など）
- ・森林の成長には長い年月が必要であり、一度、失われると、その働きを回復させるのは容易ではない
- ・長期的な視野に立って、森林を計画的かつ適切に取り扱う観点が必要

●森林計画制度の体系



15

森林計画制度について

●森林計画区の概要

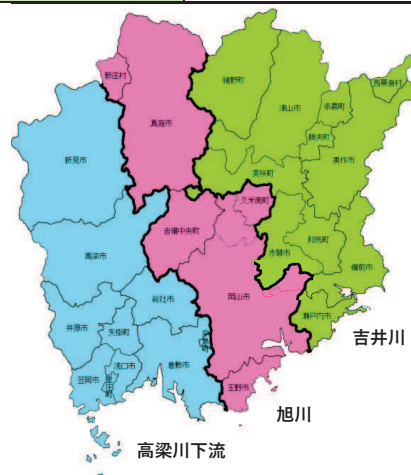
- ・自然的、社会経済的な特質、森林の構成、木材需要の動向などから、県内の森林を3つの流域（高梁川下流、旭川、吉井川）に分けて、それぞれの森林計画区において地域森林計画を策定

森林計画区	高梁川下流	旭川	吉井川	県計
計画樹立年度 (計画期間)	令和8年度 (R8.4.1～R18.3.31)	令和5年度 (R6.4.1～R16.3.31)	令和4年度 (R5.4.1～R15.3.31)	
市町村数	10	6	11	27
資源状況	面積	153,614 ha (34%)	125,643 ha (28%)	446,617 ha
	材積	23,664 千m ³ (33%)	20,435 千m ³ (28%)	72,390 千m ³
	人工林率	30.2 %	38.3 %	44.1 %

(注) 資源状況は令和7年3月31日現在、四捨五入のため県計が合わないことがある。

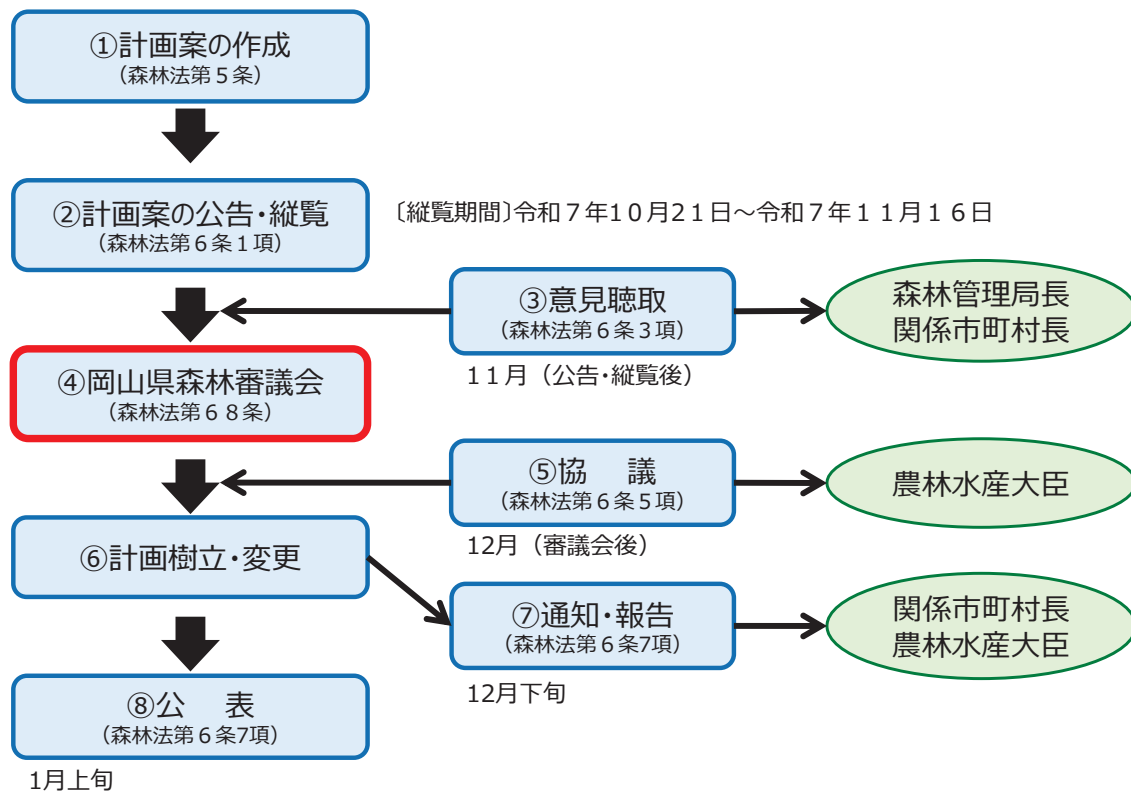
・計画樹立・変更の経過

年度	高梁川下流	旭川	吉井川	備考
R2	樹立			
R3	一斉変更	一斉変更	一斉変更	森林・林業基本計画の策定 全国森林計画の変更
R4			樹立	
R5	一斉変更	樹立	一斉変更	全国森林計画の策定
R6				
R7	樹立			
R8 予定	一斉変更	一斉変更	一斉変更	森林・林業基本計画の策定 全国森林計画の変更



16

● 地域森林計画の樹立・変更の手続き



▶ 計画内容は、令和8年4月1日から効力を生ずる

17

● 地域森林計画の計画内容

【計画策定の趣旨】

- ① 全国森林計画に即して、県の森林関連施策の方向や、地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにする
- ② 市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となる

【計画の大綱】 ← 2-1 おかやま森林・林業ビジョンの基本方針等を反映

1 森林計画区の概況、2 前計画の実行結果の概要及びその評価、3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

【計画事項】 ← 全国森林計画の基本的な考え方や計画量に即して、岡山県の計画事項を設定

第1 計画の対象とする森林の区域

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項
(間伐に関する事項を除く)

2 造林に関する事項

3 間伐及び保育に関する事項

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

第4 森林の保護に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

2 保安施設に関する事項

3 鳥獣害の防止に関する事項

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

第6 計画量等

第7 その他必要な事項

18

- 1 諮問事項 地域森林計画の樹立・変更について
 - (1) 高梁川下流地域森林計画（案）
 - (2) 旭川地域森林計画 変更計画（案）
 - (3) 吉井川地域森林計画 変更計画（案）

諮問事項 地域森林計画の樹立・変更について 全体概要

- 全体の概要（高梁川下流、旭川及び吉井川地域森林計画の樹立等（案））
 - ① 高梁川下流地域森林計画の樹立（計画期間(前半5ヶ年)の終了に伴う計画の立て替え）
 - ② 旭川及び吉井川 森林の変動に伴う「第1計画の対象とする森林の区域」の変更
 - ③ 旭川及び吉井川 事業に伴う「第6計画量等」（林道事業、保安林整備、治山事業等の変更）

	高梁川下流（樹立）	旭 川（変更）	吉 井 川（変更）
【計画の大綱】			
1 森林計画区の概況	（時点修正）		
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	R3-7結果、評価		
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	森林・林業 ビジョン見直し	同左	同左
【計画事項】			
第1 計画の対象とする森林の区域	区域変更(転入・転出)	同左	同左
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	（現行どおり）		
第3 森林の整備に関する事項	旭川に準じた一部変更		
第4 森林の保護に関する事項	（現行どおり）		
第5 保健機能森林の区域の基準等に関する事項	※（現行どおり）→ 国との事前調整により修正	同左	同左
第6 計画量等	国計画、事業に伴う変更	事業に伴う変更	同左
第7 その他必要な事項	（現行どおり）		

諮問事項（１）高梁川下流地域森林計画の樹立について

【計画の大綱】

1 森林計画区の概況

①位置

一級河川高梁川流域の 7 市 3 町村で構成
総面積 2 4 6, 4 7 9 ha（県土の約 35%）

②自然的条件と森林の状況

〔北部地域〕

- ・中国山地を形成する標高 1,000m 級前後の山が並び、その麓には石灰岩質のカルスト台地が広がる
- ・年平均気温は 12℃ と低く、年平均降水量は 1,850mm 程度
- ・人工林率は 57% と県平均より高く、林業地を形成

〔中部地域〕

- ・標高 500～600m の山々が連なり吉備高原山地の一角
- ・人工林率は 22% と低く、広葉樹やアカマツ天然林が大半を占める

〔南部地域〕

- ・低山地から瀬戸内沿岸の平野部に至る
- ・年平均降水量は 1,100mm で、比較的温暖な瀬戸内海気候
- ・広葉樹の天然林が大部分を占め、人工林率は 10% と低い



21

諮問事項（１）高梁川下流地域森林計画の樹立について

【計画の大綱】

2 前計画の実行結果の概要と評価

前計画（令和 3 年度～令和 7 年度）※R7 年度は見込み量

区 分		計画面積	実行面積	実行率
伐採立木材積（千 m ³ ）	主 伐	5 2 7	4 0 2	7 6 %
	間 伐	6 9 4	2 2 3	3 2 %
間 伐 面 積（ha）		8, 9 6 4	3, 9 0 8	4 4 %
造 林 面 積（ha）	人 工 造 林	1, 3 2 2	4 6 0	3 5 %
	天 然 更 新	4 8 5	7 0 6	1 4 6 %
林 道 開 設 量	開 設（m）	2, 5 0 0	1, 4 2 1	5 7 %
	拡 張（箇所）	6 7	1 2	1 8 %
保 安 林（ha）	水源かん養	6 1 7	1 5 9	2 6 %
	災 害 防 備	3 8 5	1 1 0	2 9 %
	保健、風致	3 0	0	0 %
治 山 事 業（箇所）		1 5 7	7 4	4 7 %

- ・伐採材積の主伐は、国産原木価格が一時上昇したこと等で実行率 7 6 % となった。
- ・間伐の伐採材積及び面積は、（間伐対象林分の減少等で）実行率が 4 割程度となった。
- ・人工造林は、木材価格低迷や造林及び保育費用の負担が増で実行率 3 5 % となった。
- ・林道等の開設又は拡張は、作業道を主体とした路網整備により開設量が低くなった。
- ・保安林の指定は、実行率が 3 割程度となった。
- ・治山事業については、豪雨災害の復旧が優先されたことで、実行率 4 7 % となった。

22

【計画の大綱】 3 計画樹立にあたっての基本的な考え方

現行（R3樹立）	変更（R8樹立） ※旭川、吉井川も同様
(1)森林整備の在り方	
戦後、荒廃した林地の復旧や経済発展に伴う木材需要の増大への対応を図るため推進されてきた人工林の造成はほぼ達成され流域内における森林資源の整備は、造成の段階から森林を健全な状態に維持し、循環させるための質的充実を図るべき段階となっており、「伐って・使って・植えて・育てる」という林業のサイクルを循環させ、均等な年齢構成へと誘導することが必要となっている。	本県の森林は、戦後、積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加し、多くの人工林が利用期を迎えており、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階となっており、「伐って・使って・植えて・育てる」という林業のサイクルを循環させ、均等な年齢構成へと誘導することが必要となっている。
(2)計画推進の方針	
ア 生産活動を通じた林業の成長産業化 森林経営管理制度の推進により、意欲と能力のある林業経営者に森林経営を集積・集約化し、花粉の飛散低減など環境に配慮した林業生産活動を持続的に展開する。 また、県産製材品の品質向上と販路拡大を進め、循環資源である木材・木質バイオマスの利用を推進する。 イ 森林とのふれあいを通じた心の豊かさやゆとりの確保 [略] ウ 自然環境の保全を通じた公益的機能の確保 経営管理が行われていない人工林を管理コストの低い針広混交林等へ誘導し、森林の公益的機能を確保する。 [略]	ア 持続的な森林経営と木材利用の推進 経営に適した人工林では、森林経営の集積・集約化を進め、計画的かつ効率的な林業生産活動を展開し、確実な再造林と少花粉苗木の植替えを促進するとともに、意欲と能力のある林業経営体を育成し、持続的な森林経営を推進する。 また、公共建築物等への県産材利用や消費者理解の醸成など、人と環境に優しい木材利用の促進と木材製品の品質向上・新たな利用を進め、循環資源である木材・木質バイオマスの利用を推進する。 イ 森林とのふれあいを通じた心の豊かさやゆとりの確保 [略] ウ 自然環境の保全を通じた公益的機能の確保 経営管理が行われていない人工林を管理コストの低い針広混交林等へ誘導し、森林の公益的機能を確保する。 [略]

23

参考 21 おかやま森林・林業ビジョン

「21おかやま森林・林業ビジョン」の見直し (令和7年3月)

Ⅰ生産活動を通じた林業の成長産業化 Ⅰ 持続的な森林経営と木材利用の推進

1 持続的な森林経営の推進

- 〔(1)林業収益性の向上による生産活動の活性化〕
- (1)計画的かつ効率的な林業生産活動の推進
- 〔(2)少花粉スギ・ヒノキへの植替えによる林業サイクルの循環〕
- (2)確実な再造林と少花粉スギ・ヒノキへの植替えの促進
- (3)意欲と能力のある林業経営体の育成

2 循環資源である木材・木質バイオマスの利用推進

- (1)人と環境に優しい木材利用の推進
- (2)木材製品の品質向上と新たな木材利用

Ⅱ森林とのふれあいを通じた心の豊かさやゆとりの確保

3 県民参加による森づくりの推進

Ⅲ自然環境の保全を通じた公益的機能の確保

4 快適な森林環境の創出

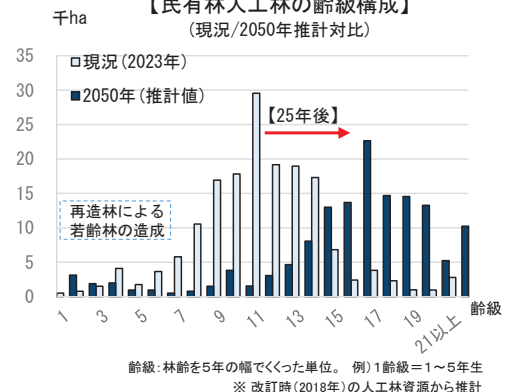
- (1)森林資源の適正な管理と花粉発生源対策の推進
- (2)森林機能の維持増進と防災対策の強化

重点施策

- ◆確実な再造林の推進
- ◆県産材の利用促進
- ◆花粉の飛散低減の推進
- ◆森林経営管理制度の推進

※〔桃色〕は見直し前
下線は見直し部分

【民有林人工林の年齢構成】
(現況/2050年推計対比)



《現状と課題》

- 若齢林が極めて少なく、主伐後の再造林などの計画的な森林整備が必要
- 再造林等には林業経営体や林業従事者の育成が必要
- シカによる植栽木の被害が急増しており、再造林に向けての課題
- 森林整備を促進するためには、森林資源の活用が必要

「課題への対応」

★見直しのポイント

- 重点施策に、「確実な再造林の推進」を追加
- 具体的な施策に、「森林経営計画の策定」や「J-クレジットの活用」、「伐採と再造林の連携や低密度植栽による低コスト造林の推進」を明記
- また、「働きやすい環境づくり」を追加
- 数値目標(18指標)のうち、木材(丸太)生産量、伐採面積、再造林面積などの8つの目標を見直し

24

【計画事項】

第1 計画の対象とする森林の区域

森林の変動(転入・転出)に伴う森林区域の変更

高梁川下流森林計画区

(単位: ha)

	現行	樹立後	増減
区域面積	153,605.98	<u>153,613.66</u>	7.68

転 出	▲ 22.67
道路・駐車場	▲ 10.51
太陽光発電施設	▲ 8.16
工場等	▲ 3.10
その他(農地、墓地、端数調整)	▲ 0.90
転 入	30.35
人工造林	0.41
返地(官行造林)	29.65
その他(端数調整)	0.29
計	7.68



【転出】道路用地 ▲10.11ha
(浅口市金光町 ~ 鴨方町 地内)



【転入】返地(官行造林) 20.92ha
(新見市神郷油野地内)

25

【計画事項】

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(現行どおり)

- 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 2 その他必要な事項

第3 森林の整備に関する事項

旭川に準じた一部変更

- 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
- 2 造林に関する事項
- 3 間伐及び保育に関する事項
- 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
- 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

一部変更(下表のとおり)

現行(R3樹立)

変更(R8樹立)

※旭川に準じた一部変更

(6)その他必要な事項

都市住民を中心としたUJターン者等の定住の促進を図るため、用排水施設、集落広場、保健増進施設等の生活環境等の整備に努める。

また、地域住民や森林ボランティアグループ等の多様な主体による森林資源の利活用等を促進する。

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の成長産業化による就業機会の創出や生活環境の整備により、山村における定住を促進するとともに、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進するものとする。

また、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めるものとする。

【計画事項】

第4 森林の保護に関する事項	※(現行どおり) → 林野庁との事前調整による修正
1 森林の土地の保全に関する事項 2 保安施設に関する事項 3 鳥獣害の防止に関する事項 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	一部変更(下表のとおり)
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	(現行どおり)

現行(R3樹立)	変更(R8樹立) ※林野庁との事前調整による修正
(3)林野火災の予防の方針	
瀬戸内海沿岸の一带は、深層風化した花崗岩の地質及び降雨の少ない気象条件のため林野火災の多発する地域であるので、防火意識の啓発のため、各種広報媒体を活用して予防思想の高揚を図る。 また、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととする。	瀬戸内海沿岸の一带は、深層風化した花崗岩の地質及び降雨の少ない気象条件のため林野火災の多発する地域であるので、 <u>林野火災の未然防止</u> や防火意識の啓発のため、 <u>予防資機材の配備</u> や各種広報媒体を活用して予防思想の高揚を図る。 また、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととする。
(4)その他必要な事項	
ア森林の巡視に関する事項 森林の巡視に当たっては、保安林、制限林の保護及び違反行為の防止、林野火災の防止及び森林病虫害の早期発見に努めることとし、林野火災の発生しやすい時期には重点的に巡視を行う。 イ [略] ウ [略]	ア森林の巡視に関する事項 森林の巡視に当たっては、保安林、制限林の保護及び違反行為の防止、林野火災の防止及び森林病虫害の早期発見に努めることとし、 <u>林野火災注意報等の発令時</u> や林野火災の発生しやすい時期には重点的に巡視を行う。 イ [略] ウ [略]

27

【計画事項】

第6 計画量等	国計画、事業に伴う変更
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積 2 間伐面積 3 人工造林及び天然更新別の造林面積 4 林道の開設及び拡張に関する計画 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	全国森林計画や資源量等 同上 同上 事業に伴う量 同上 同上
第7 その他必要な事項	(現行どおり)
1 保安林その他制限林の施業方法 2 その他必要な事項	

【主な項目を抜粋】

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

※林野庁との事前調整による修正 (単位:千m³)

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	※2,230→ 2,231	2,147	※83→ 84	※1,284→ 1,285	1,201	※83→ 84	946	946	0
前半5カ年	1,114	1,072	42	641	599	42	473	473	0

2 間伐面積

(単位:ha)

区分	間伐面積
総 数	13,824
前半5カ年	6,912



間伐作業



間伐後の林内

28

※林野庁との事前調整により修正

3 人工造林及び天然更新別の造林面積 (単位: ha)

区分	総 数	人工造林	天然更新
総 数	4,788→ 4,789	3,229→ 3,230	1,559
前半5カ年	2,392	1,614	778



伐採跡地への再造林



コンテナ苗

4 林道の開設及び拡張に関する計画 (単位 延長: m (改良: 箇所数))

区 分	開 設				拡 張	
	総数	基幹	その他	改築	改良	舗装
開設延長等	600	0	600	0	41	6,092



林道の整備

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

③実施すべき治山事業の数量 (単位: 地区)

区 分	地区数	主な工種
総数 (実面積)	241	溪間工、山腹工、森林整備
前半5カ年	50	



治山ダムの整備

諮問事項（２）、（３）旭川及び吉井川地域森林計画の変更について

【計画事項】

第１ 計画の対象とする森林の区域

森林の変動（転入・転出）に伴う森林区域の変更

旭川森林計画区

(単位：ha)

	現行	変更後	増減
区域面積	125,643.86	<u>125,643.30</u>	▲0.56

転 出		▲ 3.06
道路・駐車場		▲ 0.66
太陽光発電施設		▲ 0.84
工場等		▲ 1.47
その他（端数調整）		▲ 0.09
転 入		2.50
人工造林		2.35
その他（端数調整）		0.15
計		▲ 0.56



【転出】産業廃棄物処理施設 ▲0.98ha
(吉備中央町下加茂地内)



【転出】太陽光発電施設 0.65ha
(真庭市蒜山富掛田地内)

31

諮問事項（２）、（３）旭川及び吉井川地域森林計画の変更について

【計画事項】

第１ 計画の対象とする森林の区域

森林の変動（転入・転出）に伴う森林区域の変更

吉井川森林計画区

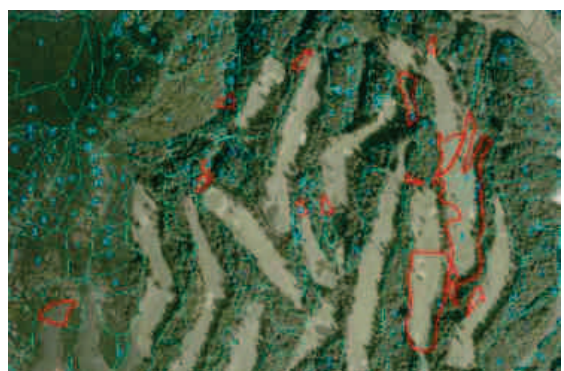
(単位：ha)

	現行	変更後	増減
区域面積	167,333.77	<u>167,360.39</u>	26.62

転 出		▲32.40
ゴルフ場		▲14.37
道路・駐車場		▲ 0.12
太陽光発電施設		▲10.36
工場等		▲4.45
その他(農地、墓地等、端数調整)		▲ 3.10
転 入		59.02
人工造林		0.18
返地（官行造林）		12.68
その他（地籍修正、端数調整）		46.16
計		26.62



【転出】太陽光発電施設 ▲9.90ha
(美咲町西坪和地内)



【転出】ゴルフ場跡地 14.37 ha
(美作市瀬戸地内)

32

【計画事項】

第６ 計画量等

事業に伴う変更

４ 林道の開設及び拡張に関する計画

（単位 延長：m（改良：箇所数））

区 分		開 設				拡 張	
		総数	基幹	その他	改築	改良	舗装
旭川	現 行	4,605	0	2,605	2,000	180	76,374
	変更後	4,605	0	2,605	2,000	<u>183</u>	<u>77,074</u>
	増 減	0	0	0	0	3	700
吉井川	現 行	20,422	3,128	16,944	350	278	58,685
	変更後	20,422	3,128	16,944	350	<u>284</u>	58,685
	増 減	0	0	0	0	6	0



開設（津山市阿波地内）



改良（井原市芳井町川相地内）



舗装（真庭市仲間地内）

33

【計画事項】

第６ 計画量等

事業に伴う変更

５ 保安林の整備及び治山事業に関する計画

① 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林

（単位：ha）

② 実施すべき治山事業の数量

（単位：地区）

区 分		指定施業要件の整備区分				
		伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
旭川	現 行	27	13	26,166	26,181	25,948
	変更後	27	<u>11</u>	26,166	26,181	25,948
	増 減	0	▲2	0	0	0
吉井川	現 行	20	18	35,959	35,959	35,711
	変更後	20	<u>15</u>	<u>35,660</u>	<u>35,652</u>	<u>35,516</u>
	増 減	0	▲3	▲299	▲307	▲195

区 分	施行地区数
現 行	140
変更後	<u>158</u>
増 減	18
現 行	173
変更後	<u>177</u>
増 減	4



水源かん養保安林



山地災害の復旧

34

報告事項 森林保全部会処理事項の報告

年度	開催年月日	諮問事項	答申年月日 答申の内容	備考
R 6	R6.11.27	真庭市福谷字空ほか地区における太陽光発電施設の設置に係る林地開発許可 申請者 合同会社NRE－46インベストメント 代表社員 日本再生可能エネルギー株式会社	R6.12.11 適当と認める	開発行為に係る森林面積 21.3371ha 開発行為の目的 太陽光発電施設の設置

35

